平成２５年（フ）第９２号
山口県下関市椋野町３丁目５番16号
債務者　有限会社小宮山製作所
代表者代表取締役　小宮山和昌
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目34番24号
債務者　鵜瀬　真一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７号
宮城県栗原市瀬峰清水山33番地32
債務者　蜂谷健太郎
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
熊本市中央区八王寺町18番１―105号　コスモスＢＬＤ１
債務者　髙守百合子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５２号
熊本県合志市須屋319番地29
債務者　吉川　里美（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６３８号
東京都東久留米市下里１丁目11番10号
債務者　池田　浩二
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３９号
東京都八王子市館町607番地
債務者　小島　正利
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５６号
千葉県印西市木下南２丁目７番地13
債務者　山本　雅道
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６７号
千葉県佐倉市白銀４丁目12番地１
債務者　山本　雅司
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３３７号
川崎市幸区下平間23番地
債務者　坂本　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県八街市朝日567番地13
債務者　菊池　昭男
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　敬
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７２号
福井県丹生郡越前町新保第13号27番地、旧住所福井県越前市高瀬２丁目１番28号
債務者　髙家　　巌
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
熊本市中央区九品寺２丁目８番19―905号　ルミナス九品寺、前住所熊本市北区下硯川２丁目24番６号
債務者　日髙　勝也
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９０号
名古屋市東区代官町15番３号　グランカーサ代官町３Ｃ号、従前の住所名古屋市北区丸新町272番地
債務者　水谷　光吉
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０７号
神戸市西区北別府５丁目３番地の23
債務者　伊藤　　章
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部